

運 営 規 程

(介護予防支援事業所)

医療法人 やすらぎ会
指定居宅介護支援事業所「すずき」

指定介護予防支援事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は医療法人やすらぎ会が開設する指定居宅介護支援事業所「すずき」（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員、管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある利用者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 利用者の心身の特性を踏まえて、要介護状態の予防と、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
 - 3 事業の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類または特定の介護予防サービス事業者もしくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 4 事業の運営にあたっては、今治市、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(名称および所在地)

第3条 事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 指定居宅介護支援事業所「すずき」
- (2) 所在地 今治市別宮町二丁目1番地5

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤・主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務
管理者は事業の管理、職員の管理を行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供にあたる。

(2) 介護支援専門員 3名以上(管理者除く。)

指定介護予防支援の提供にあたる。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までの各日とする。(ただし、祝日および1月1日から1月3日までを除く。)

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(提供方法および内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法および内容は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所は、事業所内および自宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

(2) 利用者および家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

(3) サービス担当者会議を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容および期間を定めた介護予防サービス計画を作成する。

(4) 介護予防サービス計画の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者および指定介護予防サービス等の担当者へ交付する。

(5) 指定介護予防サービス事業者等からの報告および利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。

(6) 介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了する時は、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

(利用料)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

2 次条の通常の事業実施地域を越えて利用者から要請があった場合の交通費についてはその実費とする。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 事業所を起点とした最短距離が片道10kmから20km未満 700円

(2) 事業所を起点とした最短距離が片道20km以上 1,000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は今治市地域（島嶼部・菊間町を除く。）とする。ただし、他の地域からの相談があればこれに応じるものとする。

(苦情処理)

第9条 事業所は、自ら提供した指定介護予防支援または自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者およびその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者および家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、指定介護予防支援の提供に伴い、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(守秘義務)

第11条 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 事業所は、当事業所の職員でなくなった後においても、その業務上知り得た秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催する。
- (2) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的に実施する。

(身体拘束)

第13条 事業所は、指定介護予防支援の提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用

者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（ハラスメントに関する事項）

第14条 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第15条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
 - (4) 3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、指定介護予防支援の提供中に、職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを今治市に通報するものとする。

（協議）

第17条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は事業所内で協議し決定する。